接続検討回答書

**別添**

（特別高圧版）

 様式AK7-20201001

回答日 　　　　年　　月　　日

１．申込者等の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 申込者 |  |
| 検討者 |  |

２．接続検討の申込内容

|  |  |
| --- | --- |
| 発電者の名称 |  |
| 発電場所（住所）  |  |
| 最大受電電力  |  |
| アクセス設備の運用開始希望日 |  |

３．接続検討結果

（１）希望受電電力に対する連系可否

 (a)連系可否：可・否　　（※但し、「（５）申込者に必要な対策」が必要となります）

 (b)（連系否の場合）否とする理由：

 (c)（連系否の場合）代替案または代替案を示せない理由：

 (d)（連系否の場合）連系可能な最大受電電力：

（２）系統連系工事の概要（工事費負担金工事以外も含めた全ての工事）

 (a)送電経路図

 (b)工事概要図

 (c)連系点・送電線ルートの選定理由：

 (d)工事の必要性と設備規模：

（３）概算工事費及び工事費負担金概算

　○概算工事費及び工事費負担金の総額（内訳を含む）

概算工事費の総額 ●．●百万円（消費税等相当額●．●百万円を含む）

工事費負担金の総額 ●．●百万円（消費税等相当額●．●百万円を含む）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備区分 | 工事費負担金概算（百万円）（消費税等相当額を除く） | 概算工事費（百万円）（消費税等相当額を除く） |
| 内　訳 | 架空線工事 |  |  |
| 地中線工事 |  |  |
| 変電設備工事 |  |  |
| 給電設備工事 |  |  |
| 通信設備工事 |  |  |
| 計量設備工事 |  |  |
| その他 |  |  |
| 一般負担の上限額超過分 |  |  |
| 総額（消費税等相当額を除く） |  |  |

　○概算工事費の対象設備（算定根拠）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備区分 | 項目 | 新設 | 建替･張替･取替 | 改造･改修･撤去 | 備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等） |
| 架空線 | 支持物（鉄塔） | 基 | 基 | 基 |  |
| 電線 | km | km | km |  |
|  |  |  |  |  |
| 地中線 | 管路 | km | km | km |  |
| マンホール | 箇所 | 箇所 | 箇所 |  |
| 電力ケーブル | km | km | km |  |
|  |  |  |  |  |
| 変電設備 | 引出設備 | 回線 | 回線 | 回線 |  |
| 変圧器 | 台 | 台 | 台 |  |
| 調相設備 | 式 | 式 | 式 |  |
| 保護継電装置 | 式 | 式 | 式 |  |
| 転送遮断装置 | 式 | 式 | 式 |  |
|  |  |  |  |  |
| 給電設備 | システム改修 | 式 | 式 | 式 |  |
|  |  |  |  |  |
| 通信設備 | 通信装置 | 式 | 式 | 式 |  |
| 自動検針装置 | 式 | 式 | 式 |  |
| 光ケーブル | km | km | km |  |
| メタルケーブル | km | km | km |  |
|  |  |  |  |  |
| 計量設備 | 計量器 | 台 | 台 | 台 |  |
| 計器用変成器 | 台 | 台 | 台 |  |
|  |  |  |  |  |
| その他 | 調査測量費・用地取得費・設計費等（一式） |  |  |  |  |

※ 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

　○工事費負担金概算の対象設備（算定根拠）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備区分 | 項目 | 新設 | 建替･張替･取替 | 改造･改修･撤去 | 備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等） | 特定負担の設備分類 |
| 架空線 | 支持物（鉄塔） | 基 | 基 | 基 |  |  |
| 電線 | km | km | km |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 地中線 | 管路 | km | km | km |  |  |
| マンホール | 箇所 | 箇所 | 箇所 |  |  |
| 電力ケーブル | km | km | km |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 変電設備 | 引出設備 | 回線 | 回線 | 回線 |  |  |
| 変圧器 | 台 | 台 | 台 |  |  |
| 調相設備 | 式 | 式 | 式 |  |  |
| 保護継電装置 | 式 | 式 | 式 |  |  |
| 転送遮断装置 | 式 | 式 | 式 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 給電設備 | システム改修 | 式 | 式 | 式 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 通信設備 | 通信装置 | 式 | 式 | 式 |  |  |
| 自動検針装置 | 式 | 式 | 式 |  |  |
| 光ケーブル | km | km | km |  |  |
| メタルケーブル | km | km | km |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計量設備 | 計量器 | 台 | 台 | 台 |  |  |
| 計器用変成器 | 台 | 台 | 台 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| その他 | 調査測量費・用地取得費・設計費等（一式） |  |  |  |  |  |

※ 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示して頂く必要があります。

　○工事費負担金の対象範囲の設定根拠

（４）所要工期（発電設備等の運転に必要な設備の運用開始までに必要な期間）

 工事費負担金の入金後　●年●ヶ月程度

　○概略工程表

（５）申込者に必要な対策

 　発電者側（受電側）接続検討申込書でご提示頂いた内容に対する適合状況及び必要な対策内容は以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 適合状況 | 適合しない場合の追加対策内容 | 根拠 |
| ① | 電気方式・受電電圧 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ② | 発電機定数 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ③ | 力率 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ④ | 発電設備等の運転可能周波数 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑤ | 周波数調整機能 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑥ | 周波数リレーの整定値 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑦ | 電圧変動対策 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑧ | 出力変動対策 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑨ | 電力品質対策 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑩ | 系統安定度対策 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑪ | 短絡・地絡故障電流対策 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑫ | 保護装置 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑬ | 中性点接地装置・電磁誘導障害対策 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑭ | 自動負荷制限装置・発電抑制 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑮ | 線路無電圧確認装置 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑯ | 保安通信用電話設備 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑰ | 給電情報伝送装置 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑱ | ＦＲＴ要件 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑲ | 発電出力の抑制機能 | 適・不適・その他（　　　　　　） |  |  |
| ⑳ | その他 |  |  |  |

※根拠欄が示すものは以下の通り

1. 送配電等業務指針【電力広域的運営推進機関】（●●年●月●●日）
2. 託送供給等約款【●●株式会社】（●●年●月●●日）
3. 系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】【●●株式会社】（●●年●月●●日）
4. 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン【資源エネルギー庁】（●●年●月●●日）
5. 電気設備の技術基準の解釈【経済産業省商務流通保安グループ電力安全課】（●●年●月●●日）
6. 系統連系規程※追補版を含む【一般社団法人日本電気協会】（●●年●月●●日）
7. 系統アクセスルール【●●株式会社】（●●年●月●●日）
8. 設備形成ルール【●●株式会社】（●●年●月●●日）
9. その他（必要により記載）

（６）接続検討の前提条件

(a)検討対象年度：

(b)検討断面：

(c)その他：

（７）運用上の制約

(a) 制約有無：あり・なし

(b) 上記(a)の判断の根拠および条件：

（８）その他

４．今後の手続について

（１）契約申込みについて

・系統連系にあたっては、当社（本回答書１．に記載の「検討者」）に対し契約申込みを行って頂いた上で、当社との間で系統連系に関する契約を締結することが必要となります※1。

・契約申込みにあたっては、本回答書３（５）に記載する「申込者に必要な対策」等が具備されている必要があります。また、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）の業務規程第７４条の２の規定に基づく保証金を支払う必要があります※2。

・契約申込みの受付後に発生する変更にあたっては、広域機関が示す「契約申込み後の軽微な変更の典型例」（2019年4月1日発信）に基づき、判定を行い、軽微な変更に該当しない場合は、広域機関の送配電等業務指針第９４条（送電系統の容量確保の取消し）第４号の規定に基づき、暫定確保した容量を開放した上で再度接続検討が必要となります。

・契約申込み後に、予定した用地の取得が困難になった場合や貴社都合による計画変更等に時間を要する場合でも、契約申込み時にいただいた申込内容をもとに回答（連系承諾を含む）させていただきます。ただし、貴社都合によらず行政手続に時間を要している場合等で、連系承諾に先立ち、時間を要する合理的な理由や不可抗力により時間を要しているという状況の説明がある場合はこの限りではありません。

・契約申込みに対する回答後（連系承諾）に工事費負担金契約の締結や工事費負担金の支払いを行わない場合は、広域機関の送配電等業務指針第９７条（送電系統の容量の確定）第２項第１号及び第２号の規定に基づき、送電系統の容量が取消しになるとともに、同指針第１０５条（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合）の規定に基づいて、接続契約が解除されますので、契約申込みにあたってはご注意下さい。

・貴社が契約申込みを行い、当社が契約申込みを受け付けた場合であっても、系統連系工事に広域連系系統※3の増強が含まれる場合には、広域機関の計画策定プロセス※4が開始される可能性があります。

・貴社が系統連系工事に広域連系系統の増強が含まれる契約申込みを行い、当社が契約申込みを受け付けた場合、広域機関は計画策定プロセス開始の要否を確認し、広域機関からその結果について連絡があります。広域機関が計画策定プロセスを開始した場合、貴社の契約申込みに対する検討及び回答は行われません。

※１　次のア～ウいずれかに該当する場合は、契約申込みを受け付けることができません。

　　　　　ア　系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合

　　　　　イ　接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合

ウ　接続検討の回答日から１年を経過した場合

※２　広域機関の送配電等業務指針第８８条の２第３項の規定に基づき、貴社が支払った保証金は貴社が負担する工事費負担金に充当します。また、広域機関の送配電等業務指針第８８条の２第４項各号の規定に該当する場合は、貴社が支払った保証金を返還します。

※３　広域連系系統とは、次のア〜エの流通設備となります。

ア　連系線（一般送配電事業者たる会員の供給区域間を常時接続する２５０キロボルト以上の送電線及び交直変換設備）

イ　地内基幹送電線（最上位電圧から２階級（供給区域内の最上位電圧が２５０キロボルト未満のときは最上位電圧）の送電線

ウ　最上位電圧から２階級（供給区域内の最上位電圧が２５０キロボルト未満のときは最上

位電圧）の母線

エ　最上位電圧から２階級を連系する変圧器（供給区域内の最上位電圧が２５０キロボルト

未満のときは対象外）

なお、系統連系工事に広域連系系統の増強が含まれる場合、当社は、広域機関の送配電等業務指針第８５条第３項に基づき、本接続検討に関する申込概要及び回答概要を広域機関に報告いたします。

※４　広域連系系統の整備に関する個別計画の策定のための手続

（２）計画策定プロセス（広域系統整備に関する提起）について

ア　広域連系系統の増強について（地域間連系線を除く）

・貴社は、系統連系工事に含まれる広域連系系統の増強について（地域間連系線を除く）、広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者に**（該当いたします・該当いたしません）**。

・貴社が広域系統整備に関する提起を行い、広域機関の業務規程及び送配電等業務指針に定める要件を満たす場合、広域機関は計画策定プロセスを開始し、広域連系系統の増強工事の内容や工事費負担金等を改めて検討します。

イ　地域間連系線の増強について

・貴社は、地域間連系線の増強について、広域系統整備（地域間連系線の増強）に関する提起を行うことができる電気供給事業者に**（該当いたします・該当いたしません）。**但し、貴社が、振替供給を希望する場合で、利用を希望する地域間連系線の空容量が不足しているときに限ります。

・地域間連系線の空容量は、広域機関ウェブサイトの系統情報サービスで確認することができます。

・貴社が広域系統整備に関する提起を行い、広域機関の業務規程及び送配電等業務指針に定める要件を満たす場合、広域機関は計画策定プロセスを開始し、地域間連系線の増強工事の内容や工事費負担金等を検討します。

ウ　計画策定プロセスに関する問合せ等

・計画策定プロセスの詳細については、広域機関ウェブサイトをご確認いただくか、広域機関に直接お問い合わせください。

（３）電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みについて

・貴社は、電源接続案件一括検討プロセス※5開始の申込み※6を行うことができる系統連系希望者に**（該当いたします・該当いたしません）。**

・貴社が電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行い、広域機関の送配電等業務指針に定める要件を満たす場合※9、当社は電源接続案件一括検討プロセスを開始します。

※５　電源接続案件一括検討プロセスとは、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む）の工事（保護継電器により発電抑制を実施する場合は除く）に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続をいいます。

※６　電源接続案件一括検討プロセスは、接続検討の回答において系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合※7に当社に対し申込みを行うことができます※8。

※７　広域機関の「業務規程第８０条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について１．３」に基づき、効率的な系統整備の観点等から、以下の設備工事は対象外となります。

　　　ア　発電設備等の設置場所から既設送電系統の連系点までの間に新設する設備

　　　イ　配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策に必要な設備

　　　ウ　Ｎ－１故障時に発電抑制を実施できるようにするための設備

※８　次のア～ウいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことはできません。

　　　ア　系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、広域機関の業務規程第５１条第２号の規定に基づき広域系統整備に関する提起を行っている場合

　　　イ　接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合

　　　ウ　接続検討の回答日から１年を経過した場合

※９　広域機関の送配電等業務指針第１２０条の４第１項の規定に該当しない場合は、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスは開始されませんのでご留意ください。

（４）リプレース案件系統連系募集プロセスについて

・貴社の新設発電設備等の最大受電電力は、既存の連系可能量※10の**（範囲を超過するため、広域機関の業務規程第９０条に定めるリプレースに該当する可能性があります・範囲内となるため、接続検討の検討断面において、広域機関の業務規程第９０条に定めるリプレースの該当要件には当てはまりません）。**（送配電等業務指針第８５条）

ただし、最終的にリプレースに該当するか否かについては、当該発電設備等の廃止計画※11が記載された供給計画が広域機関に提出された際に、広域機関がその時点の既存の連系可能量※10等に基づき、判断いたします。（業務規程第９０条）

・また、広域機関が、リプレースに該当すると判断した発電設備等について廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、リプレース案件系統連系募集プロセス※12を開始します。（業務規程第９１条）

・１０万キロワット以上の既設発電設備等の廃止※11が決まった場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、広域機関に提出する必要があります。（送配電等業務指針第１２条）

・１０万キロワット以上の発電設備等の停止若しくは発電抑制を前提とした接続検討の申込概要及び回答概要又は契約申込みについては広域機関に報告いたします。（送配電等業務指針１２７条）

・リプレースに関する内容については、業務規程第７章第４節、送配電等業務指針第７章第３節をご参照ください。

※１０　既存の連系可能量とは、停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等が連系している条件での送電設備（停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係る電源線を除く）の連系可能量をいいます。

※１１　廃止には発電設備等の出力や最大受電電力を１０万キロワット以上減少させる場合を含みます。

※１２　リプレース案件系統連系募集プロセスとは、広域機関がリプレースに該当すると判断した発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続をいいます。

５．添付資料

以 上